

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		犬山市老人クラブ連合会助成金		市の担当部課	健康福祉部長寿社会課		
				問い合わせ先	0568-44-0325		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市老人クラブ連合会		代表者名	会長 飯坂 正		
関係規定	法令	老人福祉法第13条 地方自治法第232条の2		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市老人クラブ助成金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和38年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		老人福祉法の規定により、老人クラブ活動に適当な援助を行うため。					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		老人クラブの活動は地域貢献等による高齢者の社会参加意識の高揚と生きがい、健康づくり及び介護予防施策として有効なものであり、単位老人クラブによって組織された連合会の活動を補助することで高齢者の生きがいづくりと介護予防による福祉の増進を図る目的で補助を行う。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
		1,746,000 円	1,723,368 円	1,857,696 円	1,734,000 円		
		(1,368,000 円)	(1,349,368 円)	(1,488,696 円)	(1,358,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		健康づくり事業、教養講座、スポーツ大会をはじめ、地域における高齢者相互のコミュニケーションやグループ活動、地域貢献活動等、介護予防及び生きがいづくりにつながる各事業。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		3,753,285 円			
		うち補助事業全体の経費		3,267,364 円			
		うち補助対象経費		3,267,364 円			
		補助対象経費の内訳		事業費		3,267,364 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		人数割72円×連合会加入クラブ会員数2,368人+単位老人クラブ割700円×53クラブ×活動月数12+均等割192,000円+各事業分1,050,000円=1,857,696円			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	算出基礎となるクラブ数、連合会加入クラブ会員数の増減が無かったため。		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		単位老人クラブにより組織された連合会が健康づくり事業、教養講座、啓発活動等を実施することにより、高齢者相互のコミュニケーションを図ることによる地域の活性化及び介護予防、生きがいづくりがなされた。					
その他参考事項		補助事業経費の一部について県補助金を充当。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		346,312 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		346,312 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有	

※平成30年度の実績に基づき作成しています。